

1. 授業の概要(ねらい)

かつて国際法は国際裁判制度のない法体系でした。しかし現在では、常設的な国際裁判所として最も代表的な国際司法裁判所だけでなく、国際海洋法裁判所や世界貿易機関の紛争解決機関など機能的裁判機関やEU裁判所のような地域的国際裁判も存在しています。また、個人(自然人と法人)が訴訟当事者になる国際刑事裁判所や地域的な人権裁判所もあります。さらには、投資家が外国政府を訴えることのできる投資仲裁も盛んです。このような(広義の)国際裁判所は紛争解決だけでなく、国際法の発展にも貢献しており、国際判例なしでは現代国際法を理解できません。

秋期では国際司法裁判所の法と手続を説明します。本講義には2つの目的があります。第1の目的は、学生諸君に国際司法裁判所の裁判手続を理解することにあります。第2の目的は、本講義を通じて、いわゆる学生諸君のリーガルマインドを養うことにあります。そのため、本講義では、国際司法裁判所の裁判手続と判例の解説に重きを置くつもりです。

2. 授業の到達目標

- ①国際法の発展的分野としての国際司法裁判所の裁判手を専門的に理解すること
- ②リーガルマインドを養成すること

3. 成績評価の方法および基準

成績評価については授業貢献(50%)とLMS試験(50%)に基づいて行います。

LMSは宇都宮キャンパスのLT開講室が管理しているe-learningシステムです。このシステムには授業で使用したパワーポイントファイルをアップロードします。また、このシステムで試験を実施します。

LMSを使用するには学内LANのパスワードが必要です。学内LANのパスワードを取得していない学生及びパスワードを忘れてしまったという学生は、8号館1階の情報処理センターで、できる限り早くその手続きを行ってください。

4. 教科書・参考文献

教科書

葉師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦(編代)『ベーシック条約集 2019』(東信堂、2019年)

国際連合広報局『国際司法裁判所 国際連合の主要司法機関に関する質問と回答』

<http://www.unic.or.jp/files/icj.pdf>

参考文献

杉原高嶺・酒井啓巨(編)『国際法基本判例 50(第2版)』(三省堂、2014年)

5. 準備学修の内容

LMSによる予習と復習を行うことができれば、と思います。実施する場合には、詳細はオリエンテーションのときに説明します。

6. その他履修上の注意事項

【関連科目】かなり専門的な授業になりますので、「国際法(歴史・法源)」、「国際法(主体)」、「国際法(空間)」及び「国際法(秩序維持)」を履修することが望ましいと考えます。また、「国際組織法I/II」の授業を受けて知識を獲得すれば、さらにこの授業の理解が深まります。

【学生へのメッセージ】この授業では国際司法裁判所の裁判手続(争訟事件手続と勧告的意見手続)について説明します。やる気のある学生をお待ちしています。

また、第1回目のオリエンテーションで授業のスケジュールと単位の取得方法などを説明するので、必ず出席するようにしてください。

質問のある学生は、yaskita@main.teiky-u.ac.jpにまでメールを送ってください。なお、その場合は表題に「・・・の件」とした上で、氏名及び学籍番号と用件の内容をメール本文に記して送ってください。匿名メールはスパムとして取り扱います。

7. 授業内容

- | | |
|--------|---------------------|
| 【第1回】 | オリエンテーション |
| 【第2回】 | 『核兵器はこうして裁かれた』鑑賞 |
| 【第3回】 | 01. 国際連合における国際司法裁判所 |
| 【第4回】 | 02. 国際司法裁判所の構成 |
| 【第5回】 | 03. 管轄権 |
| 【第6回】 | 04. 選択条項制度(1):制度全般 |
| 【第7回】 | 05. 選択条項制度(2):留保 |
| 【第8回】 | LMS講習会 |
| 【第9回】 | 06. 訴訟当事者 |
| 【第10回】 | 07. 訴訟手続 |
| 【第11回】 | 08. 先決的抗弁 |
| 【第12回】 | 09. 暫定措置 |
| 【第13回】 | 10. 第三国の法益保護と訴訟参加 |
| 【第14回】 | 11. 判決、解釈請求及び再審請求 |
| 【第15回】 | 12. 勧告的意見
・LMS試験 |